株式会社 藤商事

証券コード：6257

第55回
定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年６月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

大阪市中央区本町橋２番31号
シティプラザ大阪 2階「SYUN －旬－」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役8名選任の件
第３号議案　補欠監査役1名選任の件

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

開催日時点の流行状況によっては、議決権の書面行使によるご来場の自粛をご検討いただきますとともに、ご出席いただく場合もご自身の体調をお確かめのうえ感染予防にご配慮いただきご来場ください。特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、慎重なご判断をお願い申しあげます。

【お土産・遊技機展示に関するお知らせ】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意および会場内の遊技機展示・飲料提供はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

目次

招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類 …… 4
事業報告 …… 9
連結計算書類 …… 25
計算書類 …… 28
監査報告 …… 31

新型コロナウイルス感染予防に向けた取り組みについて

＜株主総会へのご出席について＞

多くの株主様が集まる株主総会には集団感染のリスクがあります。開催日時点の流行状況によっては、議決権の書面行使によるご来場の自粛をご検討いただきますとともに、ご出席いただく場合もご自身の体調をお確かめのうえ感染予防にご配慮いただきご来場ください。特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、慎重なご判断をお願い申しあげます。

＜株主総会会場での対応について＞

1．ご出席の株主様におかれましてはマスク着用のうえでご来場願います。当社役員、スタッフにつきましても、全員がマスク着用にて応対させていただく予定としております。
2．会場入口において、感染予防のための措置（体温測定、アルコール消毒液の噴霧）を講じる場合があり、発熱等体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
3．会場内において、感染予防のため、間隔をあけた座席配置などを検討しており、例年よりも座席数が減少する見込みですので、あらかじめご了承ください。

＜議事進行について＞

株主総会の議事は、円滑かつ効率的に行うことで、例年よりも短時間で運営する予定です。

＜お土産・遊技機展示について＞

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意および会場内の遊技機展示・飲料提供はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

＜各種変更のご案内について＞

今後の流行状況により、株主総会の会場や運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www. fujimarukun.co.jp）に掲載させていただきます。

議決権行使・インターネット開示についてのご案内

＜議決権行使について＞

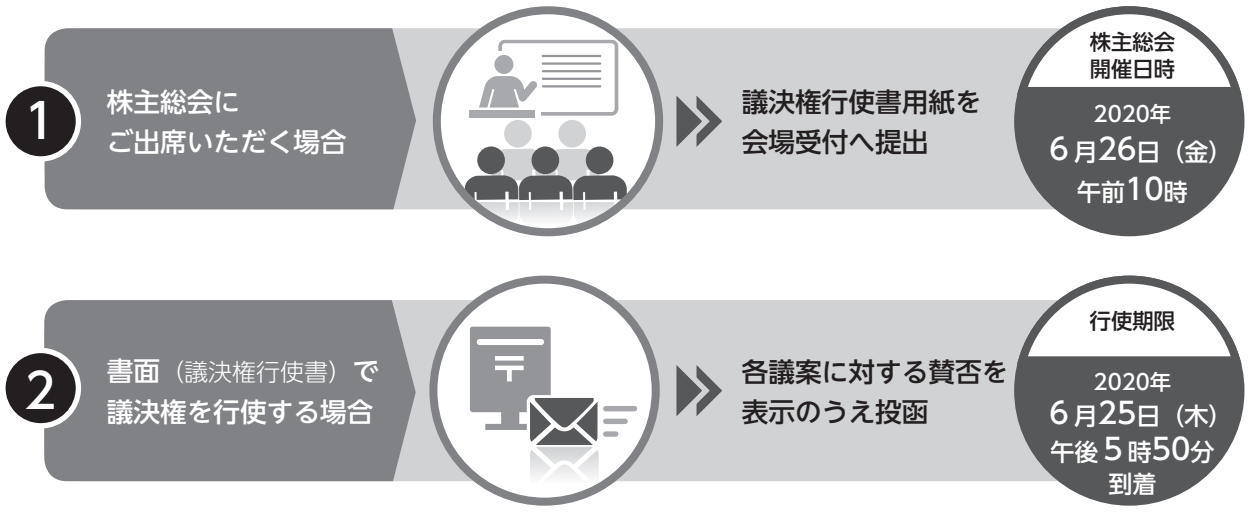

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
2．当社では、定款の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

＜当社ウェブサイトにおける開示について＞

1．株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www. fujimarukun.co.jp）に掲載させていただきます。
2．本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www. fujimarukun.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

株 主 各 位

証券コード：6257
2020年６月５日
大阪市中央区内本町一丁目１番４号
株式会社 藤商事
代表取締役社長 井 上 孝 司

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。
　なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時50分までに到着するようお送りくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日　　時	2020年６月26日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前９時）
2. 場　　所	大阪市中央区本町橋２番31号 **シティプラザ大阪　２階　「 SYUN －旬－ 」** （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	**報告事項**　１．第55期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第55期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項　**第１号議案**　剰余金の処分の件 **第２号議案**　取締役8名選任の件 **第３号議案**　補欠監査役１名選任の件

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第55期の期末配当につきましては、継続した配当の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金25円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は559,886,375円となります。

これにより、中間配当金を含めました当事業年度の年間配当金は、１株につき50円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（８名）は任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	松元邦夫（まつもとくにお） （1952年12月６日生） 再任	１９７５年３月　当社入社専務取締役 １９９３年12月　当社専務取締役辞任 １９９７年５月　当社専務取締役 ２０００年３月　当社代表取締役社長 ２０１６年４月　当社代表取締役会長（現任）	5,656,000株
	（取締役候補者とした理由） 長年にわたり経営トップとしてのリーダーシップと決断力で、当社を持続的に成長させてまいりました。これまでの実績から、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	松元正夫（まつもとまさお） （1958年２月１日生） 再任	１９７６年４月　当社入社 １９８０年６月　当社常務取締役 １９９３年12月　当社常務取締役辞任 １９９７年５月　当社常務取締役 ２００４年６月　当社専務取締役 ２００５年６月　当社取締役副社長 ２０１２年４月　当社代表取締役副社長 ２０１６年４月　当社代表取締役副会長（現任）	5,562,600株
	（取締役候補者とした理由） 長年にわたり当社の経営をリードし、豊富な経営経験と幅広い人脈を活かし、当社の発展に寄与してまいりました。今後も広い視野からの経営全般を牽引する役割が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	井上孝司（いのうえたかし） （1950年2月17日生） 再任	1972年７月　当社入社 1977年４月　当社名古屋工場長 1993年12月　当社取締役名古屋工場長 2004年６月　当社常務取締役開発製造本部長 2006年３月　当社専務取締役 2009年６月　当社専務取締役品質保証部担当 2010年６月　当社専務取締役管理本部担当 2012年４月　当社代表取締役専務管理本部担当 2016年４月　当社代表取締役社長（現任）	39,900株
	（取締役候補者とした理由） 製造部門および開発部門の要職を歴任後、2016年4月から代表取締役社長を務めております。当社の経営の指揮・監督を行うかたわら業界団体の要職に就き、遊技機業界の発展と社会的地位向上に努めてまいりました。今後も的確な経営判断により、当社を成長に導くことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	米田勝己（よねだかつみ） （1958年10月27日生） 再任	1985年１月　当社入社 2003年７月　当社営業本部営業企画室長 2005年７月　当社営業本部営業管理部長 2006年６月　当社執行役員営業本部副本部長 2009年６月　当社執行役員企画本部長 2010年６月　当社取締役開発本部長 2013年４月　当社取締役知的財産部担当（現任） 2019年８月　㈱ミラクル代表取締役社長（現任）	3,000株
	（取締役候補者とした理由） 営業部門、開発部門および知的財産部門など当社のさまざまな部門に精通するなど幅広い見識を有しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を当社の経営に活かしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	今山武成（いまやまたけなり） （1966年２月17日生） 再任	1989年３月　当社入社 2004年４月　当社東京支店長 2007年７月　当社営業本部部長 2009年６月　当社執行役員営業本部副本部長 2010年６月　当社執行役員営業本部長 2013年４月　当社執行役員開発本部長 2016年４月　当社執行役員営業本部長 2016年６月　当社取締役営業本部長 ㈱JFJ代表取締役社長（現任） 2018年４月　当社取締役（現任）	4,500株
	（取締役候補者とした理由） 営業部門および開発部門の要職を歴任し、業績の拡大に貢献してまいりました。両部門で培った豊富な業務経験を活かし、強力なリーダーシップで今後も当社を成長に導くことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	當仲信秀（とうなかのぶひで） （1961年8月23日生） 再任	1996年４月　当社入社 2006年７月　当社経営企画室長 2009年６月　当社執行役員管理本部副本部長 2010年６月　当社執行役員管理本部長 2016年６月　当社取締役管理本部長（現任）	7,100株
	（取締役候補者とした理由） 経営企画部門および管理部門の要職を歴任した後、2010年6月より管理本部長として当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの豊富な業務経験により、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	松下智人（まつしたともと） （1971年2月5日生） 再任	1989年４月　当社入社 2007年７月　当社管理本部総務部長 2009年７月　当社執行役員開発本部副本部長 2016年４月　当社執行役員開発本部長 2018年６月　当社取締役開発本部長（現任） 2019年８月　㈱オレンジ代表取締役社長（現任）	9,700株
	（取締役候補者とした理由） 管理部門および開発部門の要職を歴任した後、2016年4月より開発本部長として当社のパチンコ・パチスロ遊技機の開発を牽引してまいりました。その豊富な知見と幅広い見識を当社の経営に活かすことが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
8	坪本浩一郎（つぼもとこういちろう） （1947年5月24日生） 再任　社外　独立	1973年10月　プライスウォーターハウス会計事務所入所 1976年11月　公認会計士登録 1982年８月　坪本公認会計士事務所開設（現任） 2004年６月　当社取締役（現任）	2,000株
	（社外取締役候補者とした理由） 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知識と抱負な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．坪本浩一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3．坪本浩一郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年であります。
4．当社は、坪本浩一郎氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5．当社は、坪本浩一郎氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

2019年６月25日開催の第54回定時株主総会において補欠監査役に選任されました浦野正幸氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
浦野正幸 (1953年12月1日生) 社外 独立	1979年 4月　検事任官（大阪地方検察庁） 1980年 3月　徳島地方検察庁検事 1983年 3月　大阪法務局訟務部付検事 1985年 3月　法務省訟務局付検事 1988年 3月　東京地方検察庁検事 1990年 4月　山形地方検察庁検事 1991年 5月　弁護士登録 堀弁護士事務所（現堀・浦野法律事務所）入所 1999年 1月　同所 共同経営（現任）	－株
（補欠の社外監査役候補者とした理由） 過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き補欠監査役候補者といたしました。		

（注）１．浦野正幸氏は当社と顧問契約を締結しております。

２．浦野正幸氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

３．浦野正幸氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以　上

提供書面

事業報告 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府主導による経済対策などを背景に雇用情勢・所得環境の改善により緩やかな回復基調で推移しておりましたが、年度後半は新型コロナウイルス感染症の影響による国内経済の落ち込みが懸念される状況となりました。

パチンコホール様における2019年12月末時点での遊技機の設置台数は、パチンコ遊技機は2,557千台（対前年比3.0％減）、パチスロ遊技機は1,637千台（同1.6％減）、遊技機全体は4,195千台（同2.5％減）となりました。また、パチンコホール店舗数においても、9,639店舗（同4.2％減）となり、依然として減少傾向が続いております（警察庁調べ）。

パチンコホール業界におきましては、のめり込み防止や依存症対策の一環として過度の射幸性を抑えた遊技機の導入をはじめ、さまざまな施策を通じてファンの皆様がパチンコ・パチスロをより安心・安全に楽しめる環境づくりを推進しております。

また、遊技機業界におきましては、年度後半から新台市場は全面的に新規則機に移行しましたが、パチンコホール様における設置機種の稼働は依然として旧規則機が中心となり、新規則機市場の販売および稼働は総じて低調に推移したことなどから、遊技機市場全体の入替需要は伸び悩みました。

このような状況のもと当社グループは、規則改正を契機としたパチンコホール様における設置機種構成の見直しを「変化の時はチャンス」ととらえ、ヒットタイトルや新ジャンルの創出に努めるとともに、セカンドブランドを活用した販売戦略を展開いたしました。

そして、自らが環境の変化に順応する『変わる挑戦』を掲げ、ファンの皆様のニーズを的確にとらえ、幅広いファンの皆様から支持される、時代の変化に対応した魅力あふれる遊技機を創造することに全社をあげて取り組んでまいりました。

遊技機事業につきましては、パチンコ遊技機にて下半期に投入した機種が苦戦を強いられたことに加え、今期に発売を予定していたタイトルにおいて型式試験の適合取得に時間を要したため、来期以降の発売となったことなどにより、販売台数は低調に推移いたしました。

デジタルコンテンツ事業につきましては、来期にリリースを予定している第４弾スマートフォン向けゲームアプリの開発を鋭意推進いたしました。

また、今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、当連結会計年度末において繰延税金資産を19億96百万円取り崩し、法人税等調整額に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高251億72百万円（対前期比10.0%減）、営業損失20億54百万円（前期は営業利益13億37百万円）、経常損失22億79百万円（前期は経常利益14億99百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失47億19百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益７億96百万円）となりました。

製品別の状況は次のとおりであります。

（パチンコ遊技機）

上半期では、新規タイトルとして「Ｐ緋弾のアリアⅢ　設定付」（2019年４月発売）、「Ｐリング　バースデイ　呪いの始まり　設定付」（2019年７月発売）を市場投入したほか、前連結会計年度に発売したシリーズ機種などを追加販売いたしました。

また、下半期では新規タイトルとして、「Ｐ貞子ｖｓ伽椰子　頂上決戦」（2019年11月発売）、「Ｐ地獄少女四」（2020年１月発売）を市場投入したほか、その他のシリーズ機種などを継続販売いたしました。

以上の結果、販売台数は50千台（対前期比25.9%減）、売上高は195億68百万円（同16.3%減）となりました。

（パチスロ遊技機）

上半期は「S 呪怨　再誕　ＡＴ」（2019年９月発売）、また、下半期は「S 喰霊-零-　運命乱　～うんめいのみだれ～」（2019年11月発売）、「S リング　恐襲ノ連鎖」（2019年12月発売）、「S 地獄少女　あとはあなたが決めることよ」（2020年２月発売）を市場投入し、販売台数は13千台（対前期比7.5％増）、売上高は56億３百万円（同23.6％増）となりました。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度の設備投資の総額は、21億９百万円となりました。

その主なものは、新規金型取得12億19百万円（パチンコ遊技機：９億95百万円、パチスロ遊技機：２億23百万円）などであります。

なお、これらの所要資金につきましては、自己資金で充当いたしました。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

（2）財産及び損益の状況

区　分		第52期 (2017年３月期)	第53期 (2018年３月期)	第54期 (2019年３月期)	第55期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売上高	(百万円)	32,953	52,314	27,971	25,172
経常利益または経常損失（△）	(百万円)	△2,280	4,234	1,499	△2,279
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(百万円)	△1,944	2,525	796	△4,719
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）	(円)	△79.71	106.45	35.04	△210.74
総資産	(百万円)	57,370	60,230	53,557	46,657
純資産	(百万円)	47,210	47,259	45,729	40,006
１株当たり純資産額	(円)	1,935.20	2,020.01	2,041.92	1,786.35

（注）当社グループは、第54期より連結計算書類を作成しておりますので、第53期以前については、当社単体の数値を記載しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社ＪＦＪ	10	100%	遊技機の開発、製造、販売
株式会社ミラクル	10	100%	遊技機の開発、製造、販売
株式会社オレンジ	10	100%	遊技機の開発、製造、販売

（注）2019年８月23日に、株式会社ミラクルおよび株式会社オレンジを設立し、同社を連結子会社といたしました。

（4）対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞が長期化するなど、先行き不透明な状況が続くものと見込んでおります。また、パチンコホール様の運営や新台入替の対応等にも大きく影響することが見込まれます。

このような状況のもと当社グループとしましては、お客様目線による商品力の向上とともに利益体質の強化を図るなど、これまでに取り組んでまいりました『変わる挑戦』をさらに強化し、今までの慣習や常識にとらわれず、斬新な発想やアイデアを積極的に採り入れたものづくりを推進してまいります。

パチンコ遊技機では「技術上の規格解釈基準」の改正に基づいて開発された新たなゲーム性を備えた遊技機が販売可能となったことをふまえ、新基準ならではの魅力あふれるタイトルを順次市場投入してまいります。また、パチスロ遊技機におきましても、市場ニーズのさらなる追求によるゲーム性豊かな機種開発を鋭意推進してまいります。

このような稼働力を備えた商品力の高い機種を継続的に市場投入することを通じて、遊技機市場における当社グループ遊技機の優位性を確立するとともに、パチンコホール様の導入メリットを生み出す販売戦略を強化し、販売台数の確保に努めてまいります。

（5）主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、パチンコ遊技機、パチスロ遊技機の開発、製造、販売を主な事業としております。

（6）企業集団の主要な事業所（2020年３月31日現在）

会社名	名称	所在地
株式会社藤　商事	本社	大阪府大阪市中央区
	名古屋事業所（名古屋工場および開発部）	愛知県一宮市
	東京開発事業所	東京都千代田区
	仙台支店	宮城県仙台市若林区
	埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区
	東京支店	東京都台東区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中川区
	大阪支店	大阪府大阪市浪速区
	広島支店	広島県広島市東区
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	札幌営業所	北海道札幌市白石区
	青森営業所	青森県青森市
	高崎営業所	群馬県高崎市
	千葉営業所	千葉県千葉市中央区
	横浜営業所	神奈川県横浜市中区
	静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
	金沢営業所	石川県金沢市
	神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
	高松営業所	香川県高松市
	熊本営業所	熊本県熊本市中央区
	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
株式会社ＪＦＪ	本社	大阪府大阪市中央区
株式会社ミラクル	本社	大阪府大阪市中央区
株式会社オレンジ	本社	大阪府大阪市中央区

（注）2019年８月23日付で、株式会社ミラクルおよび株式会社オレンジを設立いたしました。

（7）企業集団の使用人の状況（2020年３月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
464（77）名	2名増	40.5歳	12.6年

（注）使用人数は就業人員（契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数は（　）内に外数で記載しております。

（8）主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

（注）当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と借入極度額100億円の貸出コミットメント契約を締結しております。
なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

（9）企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2020年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　80,000,000株

（2）発行済株式の総数　24,395,500株（自己株式2,000,045株を含む。）

（3）株主数　7,299名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
松元邦夫	5,656,000株	25.25%
松元正夫	5,562,600株	24.83%
株式会社松元ホールディングス	2,900,000株	12.94%
松元香揚子	700,000株	3.12%
サン電子株式会社	290,800株	1.29%
藤商事従業員持株会	282,000株	1.25%
松元恵子	260,000株	1.16%
吉田嘉明	217,000株	0.96%
SMBC日興証券株式会社	175,400株	0.78%
ティーツー・キャピタル株式会社	120,000株	0.53%

（注）1．当社は、自己株式を2,000,045株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

氏　名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
松　元　邦　夫	代表取締役会長	
松　元　正　夫	代表取締役副会長	
井　上　孝　司	代表取締役社長	
米　田　勝　己	取締役	当社知的財産部担当、㈱ミラクル代表取締役社長
今　山　武　成	取締役	㈱JFJ代表取締役社長
當　仲　信　秀	取締役	当社管理本部長
松　下　智　人	取締役	当社開発本部長、㈱オレンジ代表取締役社長
坪　本　浩　一　郎	取締役	公認会計士
水　嶋　延　和	常勤監査役	
上　垣　内　崇　夫	常勤監査役	
川　島　育　也	監査役	公認会計士・税理士

（注）１．取締役　坪本浩一郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役　水嶋延和氏および監査役　川島育也氏は、社外監査役であります。
３．監査役　水嶋延和氏、監査役　上垣内崇夫および監査役　川島育也氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役　水嶋延和氏は、金融機関出身であり、長年にわたり財務および会計に関する業務に携わっていた経験があります。
・監査役　上垣内崇夫は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役　川島育也氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
４．当社は、取締役　坪本浩一郎氏、監査役　水嶋延和氏および監査役　川島育也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．執行役員の状況
取締役　米田勝己および取締役　今山武成は、専務執行役員を、取締役　當仲信秀および取締役　松下智人は、常務執行役員を兼務しております。
なお、上記以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	市　川　雅　和	製造本部長
常務執行役員	中　村　敏　幸	営業本部長
常務執行役員	村　上　和　繁	経営企画本部長
執行役員	遠　藤　匡　雄	製造本部副本部長
執行役員	西　尾　英　二	管理本部副本部長
執行役員	西　濵　義　文	管理本部副本部長
執行役員	久　世　壮　平	開発本部副本部長

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

（3）取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (1)	584百万円 (7)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	38 (22)
合計	11	623

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2018年６月27日開催の第53回定時株主総会において年額800百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、2006年６月27日開催の第41回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

（4）社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動内容
取締役	坪本　浩一郎	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、議案審議など必要な発言を適宜行っております。
監査役	水嶋　延和	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会20回のすべてに出席し、金融機関出身者としての専門知識と幅広い見地からの発言を行っております。
監査役	川島　育也	当事業年度開催の取締役会21回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会20回のすべてに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

4．会計監査人の状況

（1）名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容ならびに当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は法令遵守および倫理尊重（以下「コンプライアンス」）が、企業が存立を継続するために必要不可欠であることを認識するとともに、職務執行上の最重要課題であると位置付け、企業理念に基づく「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を、継続的に啓蒙し、すべての役職員がこれを遵守することを求める。

② コンプライアンスに関する総括責任者を管理本部長とし、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

③ 当社は、内部監査室を設置し、内部監査室が定期的に実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款および社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的なものであるかどうか、また会社の制度・組織・諸規定が適正かつ妥当であるかを調査・検証するものとし、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。

④ コンプライアンス上、疑義ある行為などコンプライアンスに関する相談・通報窓口を社内外に複数（社外弁護士を含む）設置し、内部通報制度を運営するものとする。

⑤ 取締役会は、コンプライアンス体制の点検を適時実施し、適正な維持に努める。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」・「情報管理規定」等に基づき、その保存媒体等に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理に関する総括責任者を管理本部長とし、各部門においては、予見されるリスクの識別と分析を行い、部門ごとのリスク管理体制を明確化し、総務部が全社的なリスクを統括管理する。

② 監査役および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。

③ 不測の事態が発生した場合、「緊急事態対策規定」に基づき、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として月２回開催するほか、必要に応じ、臨時にこれを開催するものとする。

② 取締役会は、年次経営計画および中期経営計画を策定し、当社が達成すべき目標を明確化し、各担当取締役より各部門の業務目標に対する進捗状況を定期的に取締役会で報告させ、目標達成のための対応を随時検討・実施する。

（5）次に掲げる体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制。

② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。

③ 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制。

④ 当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規定」に基づき、主要な子会社等について、定期的な事業内容の報告および監査の実施などを含む適切な経営管理を行うとともに、当社と共通認識をもったコンプライアンス体制の構築を図る。

（6）監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

なお、監査役補助を兼任する使用人は、監査役の職務を優先して従事する。

（7）当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役から業務執行状況の報告を受ける。

② 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を当社の監査役に報告する。

③ 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

④ 監査役は、重要な稟議書および報告書等について、閲覧し、必要に応じて内容の説明を受ける。

（8）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を十分に認識し、円滑で効率的な監査役監査を実現するための環境整備を行う。

② 代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。

③ 監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため緊密な連携を図る。

④ 内部監査部門である内部監査室ほか法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

⑤ 監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部有識者を任用することができる。

⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（9）財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、当社および当社子会社等からなる企業集団の財務報告を適時・適切に行うものとし、その内容の信頼性を確保することを最重要視する。

また、財務報告の信頼性を実現・維持するため、金融商品取引法が規定する内部統制報告制度に適切に対応するものとする。

① 財務報告の信頼性を確保するための体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持する。

② 会計処理に関して、会計基準その他関連法令等を遵守し、あわせて「経理規定」をはじめ社内関連諸規定を整備し、遵守するものとする。

（10）反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

① 当社および当社子会社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求を一切排除する。

② 当社および当社子会社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを「行動規範」に明文化し、役職員に周知徹底する。
また、取引に際し、反社会的勢力・団体に該当するかの調査などを実施し、未然の防止を図る。

（11）業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制システム

監査役、内部監査室および会計監査人は、定期的に当社の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。

② コンプライアンス体制

企業理念に基づく「行動規範」をより深く理解するため、すべての役職員に「企業倫理ガイド」を配布しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、年間スケジュールを組み社内講習を開催したほか、毎週１回、コンプライアンスをテーマとした情報を配信いたしました。内部通報制度については、社内窓口のほか、社外の通報窓口を設置し、不正および不祥事の発生予防と早期発見に努めております。

③ リスク管理体制

「リスク管理マニュアル」に基づき、半期ごとに各部門が「リスク管理状況報告書」を作成し、予見されるリスクの識別と分析を行い、適切な対応を行っております。また、取締役会および執行役員会において、具体化する可能性があるリスクを共有し、未然防止策等の課題を検討いたしました。

④ 取締役の職務執行

取締役会においては、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当該事業年度中に21回（ほか書面決議３回）開催いたしました。また、社外取締役が適宜忌憚のない意見を述べることで、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役会においては、監査方針や監査計画を協議決定しており、当該事業年度中に20回開催いたしました。監査役は、取締役会などの重要な会議体へ出席し、取締役および執行役員からの業務執行の報告について、適宜助言・問題提起を行い、経営が適正に行われているかの確認や取締役の職務執行の監督を行っております。また、監査役は、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役・会計監査人との定期的な意見交換、内部監査室が行った監査に関する報告、使用人からのヒアリングなどを通じて、当社の事業内容について理解を深め、監査の実効性を確保しております。

６．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**30,582**
現金及び預金	21,222
受取手形	1,452
売掛金	1,218
有価証券	600
商品及び製品	0
原材料及び貯蔵品	3,883
前渡金	2,067
前払費用	116
その他	177
貸倒引当金	△156
固定資産	**16,075**
有形固定資産	**8,424**
建物	3,251
構築物	220
機械及び装置	903
車両運搬具	9
工具器具備品	864
土地	3,152
建設仮勘定	23
無形固定資産	**312**
ソフトウエア	187
その他	124
投資その他の資産	**7,338**
投資有価証券	2,858
出資金	91
繰延税金資産	1,016
その他	3,860
貸倒引当金	△489
資産合計	**46,657**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,845**
買掛金	3,048
未払金	1,095
未払費用	141
未払法人税等	167
賞与引当金	312
その他	82
固定負債	**1,806**
退職給付に係る負債	900
資産除去債務	265
その他	640
負債合計	**6,651**
純資産の部	
株主資本	**39,493**
資本金	**3,281**
資本剰余金	**3,228**
利益剰余金	**35,307**
自己株式	**△2,324**
その他の包括利益累計額	**512**
その他有価証券評価差額金	**540**
退職給付に係る調整累計額	**△27**
純資産合計	**40,006**
負債・純資産合計	**46,657**

連結損益計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**25,172**
売上原価		**11,974**
売上総利益		**13,197**
販売費及び一般管理費		**15,252**
営業損失		**2,054**
営業外収益		
受取利息及び配当金	62	
受取賃貸料	21	
その他	43	127
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	235	
シンジケートローン手数料	112	
その他	5	352
経常損失		**2,279**
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	48	
投資有価証券評価損	0	
減損損失	104	152
税金等調整前当期純損失		**2,430**
法人税、住民税及び事業税	292	
法人税等調整額	1,996	2,288
当期純損失		**4,719**
親会社株主に帰属する当期純損失		**4,719**

連結株主資本等変動計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,281	3,228	41,147	△2,324	45,332
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,119		△1,119
親会社株主に帰属する当期純損失			△4,719		△4,719
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	―	―	△5,839	―	△5,839
当連結会計年度末残高	3,281	3,228	35,307	△2,324	39,493

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	399	△2	396	45,729
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△1,119
親会社株主に帰属する当期純損失				△4,719
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	140	△24	115	115
当連結会計年度変動額合計	140	△24	115	△5,723
当連結会計年度末残高	540	△27	512	40,006

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**30,031**
現金及び預金	18,564
受取手形	543
売掛金	4,301
有価証券	600
商品及び製品	0
原材料及び貯蔵品	3,813
前渡金	2,067
その他	294
貸倒引当金	△153
固定資産	**16,427**
有形固定資産	**8,423**
建物	3,251
構築物	220
機械及び装置	903
車両運搬具	9
工具器具備品	862
土地	3,152
建設仮勘定	23
無形固定資産	**299**
ソフトウエア	175
その他	123
投資その他の資産	**7,704**
投資有価証券	2,858
出資金	89
長期前払費用	2,830
関係会社長期貸付金	765
繰延税金資産	785
その他	1,003
貸倒引当金	△628
資産合計	**46,458**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**4,658**
買掛金	3,046
未払金	1,016
未払費用	141
未払法人税等	60
賞与引当金	312
その他	80
固定負債	**1,766**
退職給付引当金	860
資産除去債務	265
その他	640
負債合計	**6,424**
純資産の部	
株主資本	**39,492**
資本金	**3,281**
資本剰余金	**3,228**
資本準備金	3,228
利益剰余金	**35,307**
利益準備金	14
その他利益剰余金	35,292
固定資産圧縮積立金	6
別途積立金	35,000
繰越利益剰余金	286
自己株式	**△2,324**
評価・換算差額等	**540**
その他有価証券評価差額金	**540**
純資産合計	**40,033**
負債・純資産合計	**46,458**

損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**20,576**
売上原価		**8,591**
売上総利益		**11,984**
販売費及び一般管理費		**14,133**
営業損失		**2,148**
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	58	
有価証券利息	2	
受取賃貸料	78	
その他	49	194
営業外費用		
賃貸収入原価	139	
シンジケートローン手数料	112	
貸倒引当金繰入額	95	
その他	1	348
経常損失		**2,302**
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	47	
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	20	
減損損失	104	172
税引前当期純損失		**2,473**
法人税、住民税及び事業税	31	
法人税等調整額	2,215	2,247
当期純損失		**4,720**

株主資本等変動計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	別途積立金
2019年４月１日　期首残高	3,281	3,228	3,228	14	6	35,000
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純損失						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	―	―
2020年３月31日　期末残高	3,281	3,228	3,228	14	6	35,000

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
2019年４月１日　期首残高	6,126	41,147	△2,324	45,333	399	399	45,733
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△1,119	△1,119		△1,119			△1,119
当期純損失	△4,720	△4,720		△4,720			△4,720
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					140	140	140
事業年度中の変動額合計	△5,840	△5,840	―	△5,840	140	140	△5,699
2020年３月31日　期末残高	286	35,307	△2,324	39,492	540	540	40,033

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社藤商事
　取締役会　御中

2020年５月21日

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村　上　和　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　竹　　徹　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社藤商事の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社藤商事及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社藤商事
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　村　上　和　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　竹　　徹　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社藤商事の2019年４月１日から2020年３月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

株式会社藤商事　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　水嶋延和　㊞

常勤監査役　上垣内崇夫　㊞

社外監査役　川島育也　㊞

以　上

（メ　モ）

（メ　モ）

（メ　モ）

株主総会会場ご案内図

会場　シティプラザ大阪 2階「SYUN －旬－」
大阪市中央区本町橋２番31号　　TEL 06－6947－7702

交通　地下鉄堺筋線・中央線　堺筋本町駅　1号、12号出口より徒歩約6分
地下鉄谷町線・中央線　谷町四丁目駅　4号出口より徒歩約7分

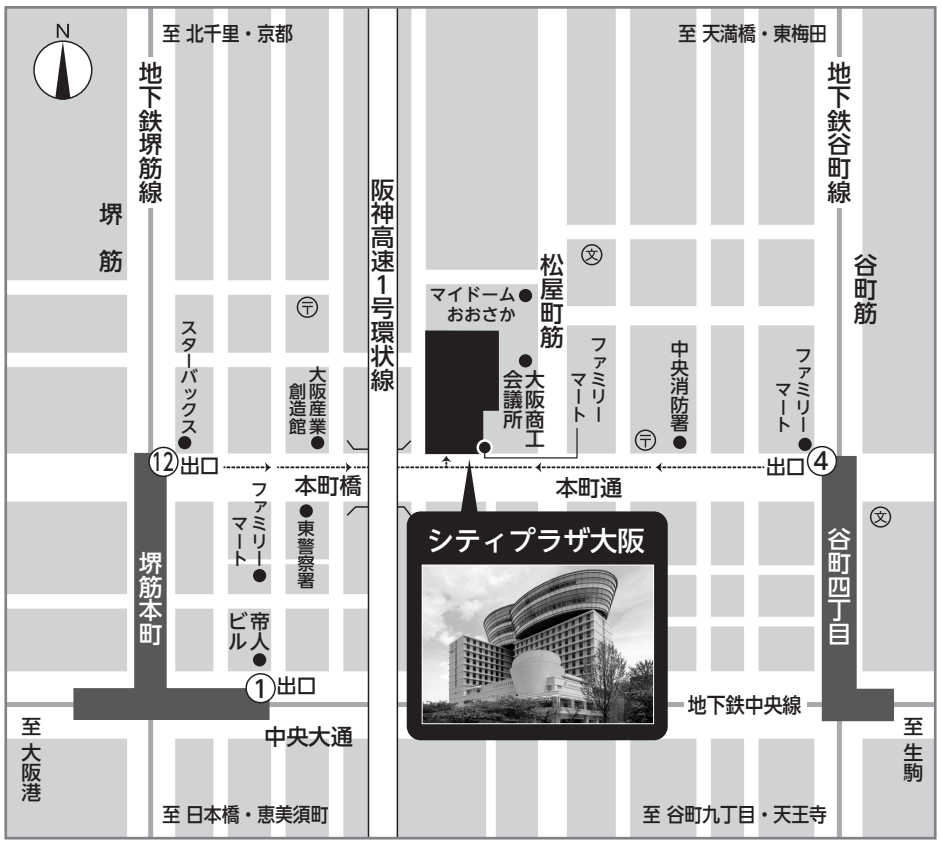

当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT